

石綿含有産業廃棄物適正処理方策検討調査費	33百万円(15百万円)
----------------------	--------------

## 廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

### 1. 事業の概要

建築物の解体に伴って排出される廃スレート材などの石綿含有産業廃棄物は、ストック量が4千万トン以上あると言われ、今後、毎年100万トンを上回る排出が見込まれている。

現在、石綿含有産業廃棄物は安定型処分場へ埋立されているが、今後、排出量の増大が想定され、最終処分場の残余量が更に逼迫するおそれがある。

このため、廃棄物処理法で規定する無害化処理認定制度に係る処理方策として、最終処分に依存しない石綿含有産業廃棄物の適切な処理技術を確立するための調査を行う。

### 2. 事業計画

#### (1) 実証試験及び環境測定の実施

セメントキルンを用いた石綿含有産業廃棄物の焼成処理について実証試験を行い、石綿の無害化の確認及び環境測定を行う。

#### (2) 技術検討委員会の設置

実証試験及び環境測定の実実施計画の策定及び結果の解析等については、廃棄物処理の分野の他、様々な分野において専門的な知識が必要となる。そこで、学識経験者等の専門的知識を有する者から意見を聴取するために技術検討委員会を設置する。

### 3. 施策の効果

埋立処分に代わる環境上適切で、社会的・経済的にも有効な処理方策を確立し、石綿含有産業廃棄物の適正処理を確保、促進させることにより、人の健康又は生活環境に係る被害を未然に防止する。

4. 備考(積算内訳)	33,050千円
調査費(技術専門委員会、知見の収集)	32,691千円
職員旅費(現地調査等)	359千円

## 石綿含有産業廃棄物適正処理方策検討調査費

環境省は、大臣認定による石綿含有産業廃棄物の無害化処理を推進しているが、その無害化処理のうち、セメント原料化する技術を確立することにより、埋立処分への依存度を低減させるものである。

なお、無害化処理認定制度は、昨年8月施行のため日が浅く、現時点で無害化認定施設の設置はない。(申請に先立ち、事業計画者に対し実証試験及び生活環境影響調査の実施を義務づけているため、これに相応の時間を要している。)

